

29食産第5253号
平成30年3月13日

各食品関係団体の長 殿

農林水産省食料産業局長



東日本大震災の被災地域の復興に向けた被災地產品の利用・販売促進について

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、これまで様々な機会において、積極的に被災地產品の利用・販売等の促進に取り組んでいただいていることに対し感謝を申し上げます。

東日本大震災から7年が経過し、被災地域では事業を再開する事業者も増え、津波被災農地の約9割で営農再開が可能に、水産加工施設は約9割で業務を再開するなど、本格的な産業・生業の再生が進んでいます。しかしながら、震災により失われた販路の確保等の問題や、消費者の被災地產品に対する不安はいまだ残っており、福島県をはじめとした一部の被災地域では、その払拭が復興を進めるための重要な課題となっております。

このため、政府において平成26年度に取りまとめた「風評対策強化指針」に基づき、生産現場での取組や食品中の放射性物質の検査結果等の正確で分かりやすい情報提供等、被災地產品の利用・販売等の回復に向けた取組を継続的に行ってています。また、昨年12月に「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を策定し、関係府省庁が連携して被災地產品の利用・販売促進に取り組むこととしております。このように政府一体となって被災地產品の利用・販売等に係る取組を進めているところですが、併せて官民を挙げて被災地產品の利用・販売等を全国規模で促進し、全国で被災地支援の機運を高めていくことは被災地域の復興を図る上で大変重要と考えております。

については、貴団体会員企業の事業活動における福島県產品をはじめとした被災地產品の流通・販売促進や被災地応援フェアの開催、社内食堂・贈答品等での一層の利用・販売、さらに社内研修や社員旅行等での被災地への視察・観光の促進、放射線の正しい知識に関する企業での研修の実施等について、これまで以上の御尽力を賜りますようよろしくお願ひします。また、こうした取組について、貴団体のなかでのフォローアップや優良事例の積極的な対外発信に取り組んでいただければ幸いです。

<お問合せ先>

農林水産省 食料産業局 食品流通課

流通構造改善班 桃野、中田

03-3502-7659（直通）